

## 平成30年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1. 趣旨

国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立を促すことを目的とした、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されました。

長与町では、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）を策定し、障害者優先調達の推進を図ります。

### 2. 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例によります。

### 3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - ウ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - エ 地域活動支援センター
  - オ 生活介護事業所
- (2) これらに準ずる者として、次のアからエまでに掲げる者をいいます。
  - ア 障害者支援施設等で組織し、かつ、障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行う団体
  - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する特例子会社
  - ウ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所
    - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
    - (イ) 労働者に占める障害者の割合が20%以上
    - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
  - エ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

#### 4. 適用範囲

この調達方針は、長与町が発注する物品等の調達とし、町長部局をはじめとする全組織を対象とします。「物品等」とは、障害者就労施設等が製作又は加工して販売する物品若しくは提供する役務（印刷を含む）をいいます。発注は可能な限り計画的なものとし、適切な納期の設定に努めます。

#### 5. 物品等調達の目標

平成30年度の調達目標を次のとおりとします。

目標額 29,000千円

#### 6. 調達実績の公表

調達実績については、長与町のホームページで公表します。

#### 7. 調達の推進

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努めます。また、必要に応じ、共同受注窓口である「長崎県障害者共同受注センター」を活用し、発注推進に努めます。

#### 8. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

総務部契約管財課において公契約を行う場合について、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業者（労働者50人未満の事業所においては、障害者1人以上を雇用している事業者）等に配慮するなどの措置について検討します。

#### 9. 調達方針の担当窓口

調達方針の担当窓口は、長与町住民福祉部福祉課とします。ただし、公契約における障害者の就業を促進するための措置等に関する窓口は、総務部契約管財課とします。